

法務と福祉の接点である

更生保護に関する研究

研究代表者	浜井 浩一	(龍谷大学法科大学院 教授)
研究協力者	斎藤 司	(龍谷大学法学部 准教授)
	古川 隆司	(追手門学院大学 准教授)
	岡田 和也	(福島保護観察所 統括)
	我藤 論	(龍谷大学矯正・保護総合センター 嘱託研究員)
海外協力者	Tom Ellis	(ポーツマス大学 主任講師)
	Lill Scherдин	(ノルウェー・オスロ大学犯罪学研究所 研究員)
	Angela Patrignani & Galya Terzi	(イタリア・国連犯罪司法研究所(UNICRI) 研究員)

〈研究要旨〉

本研究は、刑事手続や更生保護に焦点を当てつつ、貧困や孤立といった社会的に困難な状況に陥った結果、軽微な犯罪を繰り返し被疑者・被告人となった高齢・障がい者に福祉の支援を行うことで拘禁や実刑を回避し、さらには更生を促す方法を探ることを目的としている。本研究は、①保護統計を中心とする公式統計の分析、②更生保護施設等に対する質問紙・ヒアリング調査、③諸外国（ノルウェー・イタリア・ドイツ・イギリス）における刑事司法と福祉との連携に関する調査及び④触法・被疑者・被告人となった高齢・障がい者に関する弁護士に対する実態把握調査の四つから構成されている。

①及び②からは、半年以内での自立を前提に受刑者等を受け入れている更生保護施設において、福祉的措置の決まっていない自立が困難な受刑者を受け入れることの困難性、③からは、法曹や刑事司法における福祉や更生といった視点の重要性、刑事司法内における福祉専門職の必要性、それを前提とした判決前調査の必要性、④からは、弁護士が軽度の知的障がいや福祉的措置の必要性に気づくための研修や、触法高齢・障がい者の弁護を充実させるための弁護報酬に対する特別加算の必要性等が明らかとなった。

これらの結果から、現行制度内でできる対策として、以下のようなことが考えられる。知的障がいなどの障がいの特徴や必要とされる福祉的措置など触法高齢・障がい者に対する警察官や法曹の理解を深めるための研修を充実させる。このことによって、弁護士については、当番弁護や被疑者国選など刑事手続の比較的早い段階での適切な弁護活動を、警察官、検察官及び裁判官については、微罪処分、起訴猶予や執行猶予の積極的活用などを促すことが可能となる。また、更生保護施設については、福祉との日常的な連携を強化することや、刑事司法機関や矯正施設との連携強化を図り、個人情報を含めて触法高齢・障がい者に関する基本的な情報交換の枠組みを確立することで、触法高齢・障がい者の受け入れを促進することができる。

また、将来的な目標としては、警察や検察といった刑事司法機関にソーシャルワーカーなどの福祉専門職を配置すること、専門職を活用した判決前（社会）調査を導入すること、触法高齢・障がい者の弁護報酬に特別な加算制度を設けることなどが検討されるべきである。さらに、民間の受け皿を増加させるためにイタリアの社会的弱者に対するリハビリのためのサービスや就労支援・雇用提供を目的とした「社会協同組合」のような制度の導入も検討すべきである。

I 研究目的

現在、刑事政策上の問題点の一つは、万引き等の軽微な犯罪の累犯化で高齢者や障がい者が刑務

所に多数拘禁されていることである。その原因となっているのは以下の二点である。①判決までの

刑事司法が応報に徹し、被疑者・被告人の更生をほとんど考慮しないこと、②刑事司法と福祉の連携がなく、生活苦や社会的孤立などの困難を抱えた被疑者・被告人・受刑者が、何らかの刑事処分を受けた後に、福祉につながらず、犯罪の背景にある社会的な困難が解消されないことである。

高齢者や障がい者の拘禁を回避する条件を整えるためには、刑事司法の目的を応報から更生にシフトすることと、刑事司法と福祉が有機的かつ制度的に連携し、福祉的な支援が必要な高齢者や障がい者を刑事司法のできるだけ早い段階で把握し、福祉へつないでいくことが必要となる。具体的には、警察に逮捕された段階、検察に送致され勾留

されている段階、そして、起訴（公判請求）され判決を待つ段階において、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の存在を把握し、彼らに必要な支援の内容や実行可能な支援策について警察官、検察官・裁判官に伝え、微罪処分、起訴猶予・執行猶予を促し、さらには、それらの処分を受けた者が福祉につながっていくことが必要となる。

本研究は、日本において被疑者・被告人となった高齢・障がい者の実態や彼らに対する法曹や更生保護関係者の意識を調査しつつ、諸外国の制度を参考にしながら、こうした高齢・障がい者の拘禁を回避する方法を探ることにある。

II 研究方法

平成21年度

- ・公式統計の分析、刑事司法と福祉の接点である更生保護との連携の検討、海外調査

平成22年度

- ・更生保護施設調査・弁護士調査の実施及び分析、海外調査
- ・課題の整理と対応の検討

平成23年度

- ・提言内容の整理

本研究では、高齢者や障がい者が比較的軽微な犯罪で被疑者・被告人となった際に、拘禁を回避するためにどのような仕組み（支援）が必要であるかについて、刑事司法手続や更生保護に焦点を当てて、主として以下の4分野について研究を進めた。

1 公式統計分析（保護統計等）

被疑者・被告人となった高齢者・障がい者について警察・刑事司法統計、特に保護統計を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析した。

2 更生保護施設に対する調査

更生保護施設等に対して、受刑者、執行猶予中の高齢・障がい者に対する保護観察処遇の実態や

更生緊急保護を求めてきた起訴猶予・執行猶予中の高齢・障がい者に対する保護の実態及び留意点に関する質問紙調査を実施した。また、質問紙調査に加えて、ヒアリング調査も実施した。

【更生保護施設等に対する調査】

- ・受刑者や保護観察付執行猶予者の保護や更生緊急保護による高齢・障がい者の受け入れ実態
- ・高齢・障がい者を受け入れる際に考慮する事項
- ・高齢・障がい者を受け入れるために必要な条件又は福祉的支援
- ・更生保護施設と福祉との連携の現状・課題

3 諸外国における刑事司法と福祉の連携

諸外国における触法高齢・障がい者を巡る司法と福祉の連携、特に、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、例えば「判決前調査」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」、「知的障がい者の親の会などの民間組織による全国的な支援」等について具体的に調査した。

調査対象国としては、分担研究者が所属する龍谷大学矯正保護総合センターと研究協力関係にあるノルウェー・イギリス・イタリア・ドイツ・台湾・韓国等を調査対象とした。具体的には、これらの国における触法高齢・障がい者に対する支援制度の概要に関する文献等の情報収集を行い、その中で、この分野において特に優れた制度を持ち、日本において参考になる制度が確立しているノル

ウェー、イタリア、ドイツ、イギリスに対して重点的な調査を行った。

具体的な提携先としては、

- ・ポーツマス大学刑事司法研究所との共同研究
- ・オスロ大学犯罪学研究所との共同との共同研究
- ・在イタリア国連犯罪司法研究所（UNICRI）との共同研究

Ⅲ 研究結果

1 公式統計分析（保護統計年報等）

保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析した。特に、更生保護における4号観察者（保護観察付執行猶予者）と更生緊急保護に注目して、その動向を調査した。ここでは、主に1995年から2009年のデータに基づき、概要を報告する。

まず、4号観察新受人員の年齢構成比であるが、この期間では2000年をピークに全体の新受人員数は減少傾向にある。しかし、65歳以上の新受人員は1.2%から6.4%へと推移しており、60歳以上を見ると3.1%から11.3%へと推移している。次に、新受人員の知能指数であるが、4号観察者では90%以上が「不詳」となっており、その正確な動向はわからない。これは全体の新受人員の知能指数でも30%から40%が「不詳」となっており、更生保護の受け入れ段階で知能指数を測定していないことによる。ただし、4号観察者の新受人員のうち知能指数が70以下の人員が1%前後存在していることは注目しておかなければならない。なお、刑務所を仮釈放となった3号観察者においては、知能指数が70未満の人員が20%前後存在している（刑務所からのIQ情報）。また、4号観察新受人員の精神状況でも、これも詳細な動向はわからないものの、約2%前後が「知的障がい」に分類されている。覚せい剤事犯者の影響か「その他の精神障がい」に分類されている者が2.9%から13.6%へと増加している。

4 触法・被疑者・被告人となった高齢・障がい者に関する弁護士に対する実態把握調査

刑事手続において、被疑者・被告人となった高齢・障がい者に、彼らの立場に立って最初に接するのは弁護士である。知的障がいに気が付いたり、高齢者や障がい者の抱える問題に気づくことができるのも弁護士である。そこで、同じく研究分担者である荒弁護士と協力して、弁護士会を通じて当番弁護・国選弁護を担当している弁護士に対して、知的障がいや高齢によって自立が困難な被疑者・被告人の弁護の実態や弁護士の関わり方についてのアンケート調査を実施した。

次に、生計状況では、「貧困」（生活保護受給・公共料金を払えない等）に分類される者が約30%から約40%へと増加している。また、新受人員の職業の有無であるが、「無職（その他）」「不詳」が40%強から約60%へと増加しており、4号観察者の半数近くが生計に困窮していることが分かる。このような実態は、保護観察終了時には一定は改善されているが、依然約40%の者が「無職（その他）」「不詳」のままである。

次に、更生緊急保護人員については年々増加しており、その内訳では実数と構成比ともに「刑の執行終了者」が増加している。また、更生保護施設委託終了者を終了事由別にみると、円満退所（自立）が最も多く65%から70%を占める。次いで、「種別移動」「無断退所」が多いが、約2%前後が「円満退所（福祉施設等へ）」に分類されている。このような傾向は、更生緊急保護人員のうち刑執行終了者においても同様である。また、刑執行終了者の更生保護施設委託終了者のうち「円満退所（福祉施設等へ）」となっている者の入所回数は、約30%から約50%を「初回」の者が占めているが、年度によっては、複数回入所している者が約70%を占めている。

詳細は、Ⅲ研究協力者論文p175のとおり。

（研究協力者：我藤 論）

2 更生保護施設等に対する調査

従来、就労による自立更生を目指してきた更生保護施設の多くが、就労可能性の低い触法高齢・

障がい者を積極的に受け入れることは難しい。しかし刑事施設から、あるいは更生緊急保護により「やむを得ず」高齢・障がい者を受け入れる更生保護施設は少なくない。このため、触法高齢・障がい者について、更生保護施設における受け入れ実態や補導員の態度を調査・分析することにより、触法高齢・障がい者を対象とする更生保護の現状と社会福祉との連携のあり方を構築する課題が明らかになると考えられる。

また地域生活定着支援センターは、事業開始後様々なケースへの対応に迫られている。これらの中には、社会福祉による対応ではなく、障がい者雇用による対応や医療機関との連携などによる支援が望ましいケースも散見される。このため、これまで対応してきたケースについて集約し、ソーシャルワークの立場から地域生活定着支援における実践モデル構築に向けた課題分析を行う必要がある。

【調査方法】

更生保護施設及び補導員・福祉職*に対する質問紙調査を中心に、地域生活定着支援センターに対する調査を併行して実施し、特別調整の現状を把握、分析することにより、特別調整の受け皿における実践上の課題を分析した。

更生保護施設に対しては、質問紙による悉皆調査と、補足的にヒアリング調査を通し、①受け入れに対する実態、②打診のあった際に検討する事項、③受け入れのために必要と考える条件や支援、④社会福祉との連携、について調査を行った。質問紙は留置法もしくは郵送法を併用し、ヒアリング調査は調査者が訪問して実施することとした。

地域生活定着支援センターに対しては、ヒアリング調査を実施、センターで対応したケースを集約した。

※ 更生保護施設でも刑事施設と同じく社会福祉士の採用を予定していたが、実際には介護福祉士など他の資格の福祉職員が採用されているところもある。このため現状を踏まえて「福祉職」という表記とする。

(1) 更生保護施設に対する質問紙調査

全国の更生保護施設を対象として、郵送自記式の質問紙調査を行った。回答施設数は96施設であった。

更生保護施設を対象とした質問紙調査によると、更生保護施設の大半が触法高齢・障がい者を受け入れ、その処遇を契機として社会福祉等関係機関との連携を必要としていた。しかし、地域生活定

着支援事業による関係機関との連携や福祉職員を採用した指定施設での処遇における連携においても、それぞれ課題があること、及び地域生活定着支援センターとの連携も十分進んでいない事が明らかとなった。

また、割合の差こそあれ、福祉関係者との連携が必要と考えている施設が大半であったが、連携を職場内よりも組織間でとらえている傾向がみとられ、更生保護の事業・被保護者などに対する理解が現状では十分でないことがうかがえる。とくに施設の運営方針や、更生保護・社会福祉の考え方を理解することの必要性について多くの回答が寄せられ、ついで被保護者の人権や福祉関係者とのチーム処遇が課題とする意見が多く寄せられていることから、更生保護からみると要援護性のある被保護者を社会福祉が「特別視」している現状があり、理解不足を感じていることがうかがわれる。

全体として、更生保護施設において、触法高齢者・障がい者の受け入れが必要な状況となる中で、社会福祉との連携による解決・改善への評価は必ずしも高くないことがわかった。これは、更生保護事業における従来の取り組み方を補完することを期待している施設が多いことを示唆すると考えられる。他方、社会福祉との連携に対して積極的な意向のある施設もあり、更生保護の今後のあり方に対する考えが多極化しているといえる。

(2) 更生保護施設職員へのヒアリング調査の内容

高齢・障がい者の受け入れ経験のある更生保護施設職員に対し、受け入れたケースの処遇過程を中心に半構造的な聞き取り調査を行った。なおヒアリングは更生保護施設の補導員および福祉職に対して実施した。

【触法高齢・障がい者の受け入れ状況】

ヒアリングを行った更生保護施設の内訳は、指定施設でない施設が1か所、指定施設であるが帰住先の確保が難しいという理由から高齢者を受け入れていない施設が1か所あった。それ以外は、調査時点で県内に地域生活定着支援センターが開設されていない施設が1か所あった。

この中で上の2施設を除き、触法高齢者を受け入れていた。また何らかの知的障がいや軽度発達障がいがあることがわかる対象者の受け入れもあった。

【社会関係調整で苦労している点】

特に本人の障がい特性や人間関係の築き方などについて、本人の生活歴などを丹念に確認しながら信頼関係を築いていくこと、及び身元引受先や

親族等から情報を得て療育手帳の取得など必要な社会資源の活用に関する点で苦勞する等があげられた。

また人間関係の面では、触法高齢・障がい者とも他の対象者との関係で公平性を保つことに留意していることがあげられた。

【考慮している点】

まず信頼関係を築く点、また長年にわたって累犯により服役を繰り返している場合は、本人のパーソナリティを理解することが重要である点があげられた。ある施設では、生活歴の中で家族による虐待を受けてきたり、親族により年金の搾取など権利侵害を受けていたりする触法障がい者があった等、家族環境の問題が伏在しているケースもあった。

【その他】

これらの対象者を受け入れていない施設にあっても、年長の対象者については、生活習慣を整えることを重視し、清掃や生活習慣への指導を通じた年少者への模範となることによって自尊心が回復するという点を強調する施設もあった。

(3) 地域生活定着支援センターへのヒアリング調査の内容

全国の定着支援センターの職員に対し、受け入れたケースについて、支援の過程に沿って調整・検討した内容を、半構造的なヒアリングを用いて分析した。

【触法高齢・障がい者への特別調整の対応状況】

ヒアリング調査を実施した定着支援センターでは、運営・設立母体となっている社会福祉法人等のほとんどが障がい者福祉に関する事業者であった。このため、特別調整が開始された時点では「予想よりも高齢者が多い」等の声が聞かれ、実際も触法高齢者への特別処遇が半数以上を占めた。

刑事施設や保護観察所から得られる触法高齢・障がい者に関する情報が少なく、事前の面接などで本人の生活歴を十分把握するなど工夫が求められていることは各センターで共通していた。これをもとに、年金や介護保険など社会保険の復活手続などが行われている。また、触法障がい者に対しては、家族や出身の学校などから成育歴をつかみ、療育手帳の取得に努めているが、協力が乏しいことや情報が得られにくい等の課題があげられていた。

また連絡協議会でも、情報交換やこれら社会資

源の活用について、国による対応ルールの設定などを行う必要があるとの意見が多く聞かれている。

【社会関係調整で苦勞している点】

前述のとおり、本人の生活歴をつかんだ上で地域生活への移行を進めていく際に、周囲の人間関係が乏しいため制度利用への協力が得難いこと、また刑事施設での処遇などを通し〈本人らしさ〉というべき個人の特性がつかみにくくなっているため、周囲との関係調整を重ねることによって、徐々に本人のリラックスした環境を築けるような工夫をしている等、具体例をもとに説明がなされるが多かった。

【考慮している点】

触法高齢・障がい者とも本人なりに社会経験もあり、かつこれまで福祉サービスと良好な関係を築けていない等、信頼関係を築く上で障壁があることが、各センターでのヒアリングで語られている。このため、本人を取り巻く環境調整を重視し、様々な考慮を行っているとの意見が多かった。

詳細は、Ⅲ研究協力者論文 p180のとおり。

(研究協力者：古川隆司)

3 諸外国における刑事司法と福祉の連携

諸外国における触法高齢・障がい者を巡る司法と福祉の連携について、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、さらに、刑事司法で働く専門職としてのソーシャルワーカーの役割に焦点を当てつつ、「判決前・後（社会）調査」、「特別な付添人制度」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」等についてまずそれぞれの国の概要について調査を実施した。

(1) ノルウェー・イタリアについて

① ノルウェーにおける触法高齢・障がい者等に対する支援

ノルウェーについては、平成22年3月に浜井がオスロ大学を訪問し、海外協力者のLili Scherдин（リル・シェリダン）の協力の下、政府統計局（司法統計部門）、オスロ刑務所を訪問し、担当部に対してインタビュー調査を実施したほか、オスロ大学犯罪学研究所のスタッフとの意見交換会を実施し情報を収集した。この調査結果については、法律専門雑誌『季刊刑事弁護』（現代人文社）63号に掲載された。（Ⅲ研究協力者論文 p186）

ノルウェーでの調査結果の概要は、以下のとお

りである。ノルウェーの司法統計を調査したところ、ノルウェーでは高齢犯罪者がまったく増加していないどころか、高齢者の検挙自体が極めて少ないことが判明した。結果として、ノルウェーの刑務所には高齢受刑者はほとんど存在しない。日本との違いはどこから生まれるのか。ノルウェーの人口が高齢化していないわけではない。実は、本研究によって高齢化に伴って高齢者犯罪が増えている先進国はアメリカを除くと日本ぐらいであることが判明した。ノルウェーのように最低補償年金制度や高齢者に対する公営住宅や在宅での介護サービスなどセイフティーネットがきちんと機能していれば、そもそも万引などの高齢者犯罪は起こりにくく、累犯化しにくい。彼らが刑務所に送られることも、釈放された後で帰る場所がないということも起こらない。つまり、高齢犯罪者の増加という問題は、高齢化にともなって、高齢犯罪者が増えるという単純なものではないのである。また、高齢化に伴って高齢者犯罪が増えていないのは、ノルウェーなどの北欧だけではない。ドイツ、フランス、イタリアといったヨーロッパ大陸の西欧先進国でも高齢者犯罪の増加はほとんど問題となっていない。つまり、高齢者犯罪の増加や高齢受刑者の増加は、日本に固有の問題であり、日本の社会及び刑事司法手続の中に高齢者犯罪や高齢受刑者を増加させる原因があるということである。

また、ノルウェーには、触法高齢・障がい者を支援したり、刑事司法と福祉をつないだりするための特別な機関は存在しないこともわかった。それは、特別な機関がなくても被疑者・被告人・受刑者にかかわらず、刑事司法のどこにいても福祉を含めた市民が受けることのできるサービスが行き届いているからである。刑務所の中にも、地域と同様に公共の医療サービス、教育サービス、福祉サービスが入り込んでいるため、特別な支援を必要としていないことが判明した。

② イタリアにおける触法高齢・障がい者等に対する支援

イタリアについては、トリノにある国連犯罪司法研究所 UNICRI (United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute) の主任研究員の Angela Patrignani (アンジェラ・パトリニャーニ) に研究協力を依頼し、イタリアの刑事司法における高齢・障がい者の処遇に関する報告書(英語)を作成してもらった。

この報告書を基に、イタリアにおける現地調査

を計4回実施し、高齢者や障がい者の拘禁を回避するための刑事司法制度の運用や実務についてより詳細な内容を調査した。具体的には、UNICRIに調整を依頼しピエモンテ州を中心に、司法精神病院、刑務所、矯正処分監督裁判所、社会内刑執行事務所等といった公的機関だけでなく、受刑者や薬物依存者といった社会的困難に陥った人たちを支援する社会協同組合なども訪問し各機関の責任者や実務担当者に対するインタビュー調査を実施した。この調査結果については、法律専門雑誌『季刊刑事弁護』(現代人文社)65号・68号や犯罪社会学会の学術機関誌『犯罪社会学研究』36号(Ⅲ研究協力者論文p192)などに掲載された。

イタリアの刑事手続は、大陸系刑法の影響を受けているため、基本的な部分では日本との共通点も多い。日本と異なるイタリアの刑事司法の最大の特徴は、判決と刑の執行(刑務所への送致)の間に、もう一つ別の刑事手続(裁判所)が介在するところにある。そのプロセスの中心となるのが矯正処分監督裁判所(Tribunale di Sorveglianza:以下TDS)である。TDSは、裁判所が言い渡した刑の具体的な執行方法を検討する裁判所である。TDSの裁判体は、2人の職業裁判官、1人の臨床心理士または犯罪学者もしくは福祉専門家、1人の医師または精神科医師の4人から構成されている。審理には、受刑者のほか検察官と弁護士が参加する。イタリアでは、自由刑(拘禁刑)が宣告され、確定するとそのほとんどの刑の執行がほぼ自動的に(検察官によって)一時停止され、この間に拘禁代替刑の検討が行われる。これは、イタリア憲法第27条に、刑罰は人道的なものでなくてはならず、更生を目的とすべきことが明記されているためである。つまり、刑罰としての拘禁刑が宣告された後に、受刑者の特性を考慮し、人道的かつ更生のために望ましい刑の執行方法を検討するため、刑事裁判所とは異なる裁判所が刑の執行段階で設けられているのである。

刑の執行が停止された受刑者については、後で紹介する司法省のソーシャルサービス機関であるUEPE(Ufficio Esecuzione Penale Esterna:社会内刑執行事務所)が日本の家庭裁判所調査官が行っているような社会調査を実施し、医療的又は福祉的な措置が必要な受刑者については自宅拘禁(福祉施設への拘禁を含む)といった拘禁代替刑の必要性について検討し、その結果を社会調査報告書としてTDSに提出する。

イタリアの刑務所で被収容者に対するソーシャルサービスが始まったのは1975年(法律354号、

72条)で、その後、司法省内にCSSA (Centro di Servizio Sociale per Adulti) という受刑者にソーシャルサービスを提供する組織ができ、2005年の法改正により、この組織はUEPEと改称している。TDSと同様に、UEPEはイタリア憲法に書かれた刑罰目的としての更生・社会復帰を促進するために設けられた機関である。UEPEは刑務所内でも活動しているが、組織としては司法省の管轄で刑務所とは別組織として刑務所の外に設置されている。組織の形態は、日本の保護観察所とも類似しているが、UEPEは、拘禁代替刑の執行を担当するほか、矯正施設の被収容者とその家族を支援対象とし、刑務所内での処遇にも関与するなど、直接受刑者と関わりながら社会復帰への調整を進める点が異なる。UEPEは、主として刑務所内で活動するグループと社会内で活動するグループの二つに分かれて活動している。UEPEの主な業務は以下のとおりである。

- ① 拘禁代替刑執行中の者の指導・監督および補導・援護
- ② 拘禁代替刑に関する調整とTDSに対する社会調査報告書の作成
- ③ 釈放者等被収容者に対する社会復帰のための支援
- ④ 被収容者や社会内処遇の対象者に対する社会資源(社会福祉、薬物処遇など)の調整(最適化・効率化)
- ⑤ 被収容者の家族に対する支援

UEPEで働いているのは、所長を含めてほとんどがソーシャルワーカーであり、組織としては司法省に属しているが、職能集団として地域のソーシャルサービスとネットワークでつながっていることが大きな特徴である。UEPEの主な業務は、ケース管理であり、処遇に対して最終的な責任を持つものの、被収容者や代替刑受刑者に対して薬物処遇を行ったりするなど直接プログラムを提供することはなく、それらのプログラムの調整、職業のあっせんや福祉への引き継ぎなど、地域のソーシャルサービスへのつなぎ(コーディネーション)を主な業務としている。様々な社会資源を組み合わせて処遇計画を作成し、それを管理・実行するのがUEPEの役割である。

UEPEの最大の特徴は、刑事司法内の組織で刑務所の外に位置づけられ、社会内での処遇や支援を担当するものの、刑務所内にも自由に行き来することができ、刑務所と外部の社会資源を直接的につなぐことができる点にある。日本の保護観察

所が同じ法務省に所属しながら刑務所とうまく連携できていないのと比較して、UEPEは組織が別でも、被告人を含めて被収容者の支援という刑務所内の業務も担当しているため、刑務所との連携がスムーズであることを特徴としている。さらに、UEPEは、TDSのために社会調査報告書を準備することからもわかるように、司法(裁判所)と矯正・保護処遇や社会福祉をつなげる機関であり、犯罪者の更生に向けて縦割りの行政をつなげる上で大きな役割を果たしている。

詳細は、Ⅲ研究協力者論文p192及びp197のとおり。

(研究分担者：浜井浩一)

(2) ドイツ及びイギリスにおける障がい者等に対する取調べと援助

① ドイツにおける障がい者等に対する取調べと援助

ドイツにおいては、精神障がい者等に対する弁護権保障に関する規定が刑事訴訟法に設けられている。ドイツ刑訴法140条2項は、「裁判長は、…被告人が自ら防御することができないことが明らかとなるとき、請求により又は職権で、弁護人を任命する」と規定している。この「自ら防御することができないことが明らかとなるとき」には、精神障がい、知的障がい、高齢者、読み書きができない者、心身障がい者のための特殊学校の学生が被疑者の場合に含まれるとされている。後述のイギリスの例に比べて、逮捕されていない場合においても、弁護人の選任があり得る点で特徴的である(ドイツ刑訴法141条1項、2項)。

この規定により選任された弁護人は、被疑者と協議するために必要な援助を得ることができるとされている(裁判所構成法186条)。

他方で、イギリスのように取調べへの弁護人の立会は認められていない。もっとも、以下の点に留意する必要がある。ドイツでは、取調べ自体を目的とした身体拘束(尋問を行うための勾引)が認められている。他方で、日本でいう逮捕・勾留された場合は、逮捕後に最大48時間以内に裁判官のもとに尋問のため引致されなければならない。その後は、被疑者の身体は捜査機関の手元に置かれないため、基本的に取調べは行われない。それゆえ、被疑者が取調べを受ける場合には、任意に応じる場合と召喚・勾引に基づく場合があることになる。前者の場合については、被疑者が取調べを拒否した場合は捜査機関による説得は可能とはいえ、取調べは中止されるべきとされている。後者の場合において、日本のような出頭・滞留義務が

課せられるかが問題となる。通説は、このような場合でも被疑者が取調べを拒否した場合は、取調べそのものを終了して、被疑者を釈放すべきとされている。また、被疑者には、取調べ中も含めていつでも弁護士と自由に相談する権利が認められている。被疑者が弁護士との相談を申請した場合は、取調べは中断されなければならないし、取調べ前に申請があった場合は取調べは延期されるべきとされている。このような実務を前提とすれば、弁護士による取調べのコントロールも可能であろう。

② イギリスにおける障がい者等に対する取調べと援助

【適切な大人 (Appropriate Adult) 制度】

イギリスでは、少年や精神障がいなど、精神的に傷つきやすい者が逮捕などされた場合に、弁護権保障だけでなく、それらの者を福祉的・心理的に援助する第三者が必要的に関与する制度が構築されている。これを、「適切な大人 (Appropriate Adult) 制度」という。

この制度は、1984年の警察・刑事証拠法 (PACE) によって創設された。

この「適切な大人」(少年の場合を除く)とは、①「親族、後見人、その他その者のケア若しくは看護に責任を負う者」、②「精神病患者又は精神的に傷つきやすい人々の扱いに習熟している者。但し、警察官又は警察官に雇用されている者を除く」、③「そのいずれも存在しない場合は、警察官又は警察に雇用されている者を除く18歳以上の責任のある大人」とされている。さらに、家族より習熟や訓練について資格を有する者が望ましいとされている (実務規範C1.7、ガイダンス1D)。

【制度の概要】

被疑者が逮捕された場合、警察官である留置管理官 (Custody Officer) は、「被留置者が、精神障がい者もしくはその他の精神的に傷つきやすい者であること、又は自己に対する質問もしくは自己の解答の意義を精神的に理解することができないものであるとの疑いを持ったとき、又は善意でその旨を知らされたとき」は、その被留置者を精神障がい者若しくはその他の精神的に傷つきやすい者 (以下、精神障がい者等) として扱うべきとされている (PACE 実務規範C1.4条)。

留置担当官が精神障がい者等に当たると判断する基準については、次のような規定がある (実務規範Cに関するガイダンス1G)。まず、①「精

神障がい」とは、1983年精神衛生法1条2項において、「精神病、精神の発達遅滞、精神病質、その他の精神の障がい又は無能力」とされている。

②「精神的に傷つきやすい」とは、その精神の状態又は能力のゆえに、自分に対して言われていること、自分に対する質問又は自分の返答の意味を理解しないおそれがある被留置者を指すと言われている。

被留置者が、精神障がい者等に当たると判断された場合、自分が逮捕されたことを「友人、親族、知人、その他の福利に関心を有すると思われる者」に通知する権利 (PACE56条、実務規範C5条。この権利はそもそも逮捕・留置されている者に認められている)に加えて、被留置官により遅滞なく当該留置の理由及び被留置者の所在を遅滞なく「適切な大人」に対して通知し、「適切な大人」に警察署への出頭を要求するとされている (実務規範C3.15条)。この、「適切な大人」は、役割は被疑者の取調べにおけるものとそれ以外のものに区別することができる。まず取調べに関するもの以外の役割を挙げておこう (助言や権利告知・行使の実効化)。①被疑者が逮捕・留置された場合においてなされる権利 (逮捕されたことを連絡してもらい権利、弁護士と内密に相談する権利、実務規範を参照する権利) の告知などに立会うという役割 (実務規範C3.1、3.17条など)。被疑者自身への助言や援助という「適切な大人」の義務、その「適切な大人」といつでも内密に相談できることに関する助言も被留置者になされる (実務規範C3.18条)。②被留置者本人が要求していない場合であっても、本人の利益のために、法的助言を得るために弁護士を要求すること (実務規範C3.19条)。この要求がなされた場合は、原則として取調べを行うことはできない (実務規範C6.6)。

次に、取調べに関するものを挙げておこう。まず、被疑者取調べの立会については、「適切な大人」のいないところで、取調べを受け、又警告の下に作成された供述書面若しくは取調べ記録への署名やその提出を求められてはならない、とされている (実務規範C11.15条)。さらに、「適切な大人」が取調べに立ち会う意味としては、①取調べを受ける者への助言、②取調べが適正かつ公正に行われているかの観察、③取調べを受けている者とのコミュニケーションの促進が挙げられている。それゆえ、「適切な大人」は、取調べが、被疑者を混乱させ、抑圧的な方法で行われる場合などは、弁護士による法的助言を得るため、取調べの中断を求めることができる (取調べが長時間に

及んだり、被疑者が混乱するなどした場合も同様である)。このような「適切な大人」の立会なく、取調べが行われた場合は、そこで獲得された自白は排除される。

【実務上の諸問題】

精神障がい者等に該当するかどうかの判断は、留置管理官が行う。しかし、留置管理官は、該当するとの疑いをもったとしても、直ちに「適切な大人」を呼ぶわけでなく、医師、とくに警察医を呼び、その診断を求めるのが一般的であるとされている。そして、医師の判断、助言、勧告を踏まえて、「適切な大人」を呼ぶかどうかの判断をしているとされている。このような運用の背景については、「適切な大人」を呼ぶまでに要する手間や時間を回避するのに役立つという理由があるということが指摘されている。他方で、医師を呼ぶ判断をするのは結局留置管理官なのであるから、やはり警察に対する研修やガイドラインが必要であると指摘もある。

その他、「適切な大人」の役割や資格に関するガイダンス、供給のための制度の充実など様々な改革の必要性などが指摘されている。

- ※ (京明「被疑者取調べにおける精神障がい者等の供述の自由(1)(2・完)」香川法学28巻2号(2008)、3・4号(2009)の内容に加え、Ed Cape、Defending Suspects at Police Stations 5th.ed.2006なども参照した。)

【日本の法制度との比較】

日本では、2004年の刑訴法改正により、裁判官の職権による被疑者の国選弁護人の選任要件として「精神上の障がいその他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者」が加えられた。この改正自体は、重要といえる。とはいえ、この規定は被疑者が最大72時間の逮捕後に勾留がなされたことが前提とされている。それゆえ、72時間逮捕されながら取調べを受けた後に関する規定であるといえる。また、その判断については明確な判断は示されていないし、弁護人も含めて第三者による取調べへの立会は認められていない。さらに、このような手続、とくに取調べを経て獲得された自白については、証拠能力(証拠としての資格)という観点ではなく、証明力(証拠としての価値)の面で考慮されているに過ぎない。

【日本法への示唆】

ヨーロッパ人権裁判所も認めているように、捜査手続においても「公正な手続を受ける権利」が

最大限保障されるべきである。日本は、ヨーロッパ人権条約を批准していないが、ほぼ同内容の自由権規約を批准している。さらに、「障がい者の権利条約」13条を踏まえるならば、日本の捜査手続においても「障がい者にとっての公正な手続」が保障されなければならない(憲法31条や37条も同内容の要求をしていると解すべきである)。これらを基礎として、精神障がい者等に対する取調べへの弁護人の立会や取調べの可視化、さらには社会福祉士などの専門家の立会や手続関与が認められるべきである。そのモデルにイギリスはなり得る。

さて、そのための実現方法としては、法改正があり得る。弁護人選任の基準の改正、取調べなどの関与に関する規定が設けられるべきである。他方で、法改正がなされない期間における法解釈としては、刑訴法31条2項にいう「特別弁護人」の活用が考えられる。この規定を用いることができるならば、身体を拘束された被疑者との接見などの権限も認められることになるなどのメリットも考えられる。もっとも、最高裁判例は、この規定の適用を公訴提起後に限るとしている(最決平5・10・19刑集47巻8号67頁)。しかし、このように時期を限定する法規定上の根拠はないというべきである。いずれにせよ取調べの可視化が実現しない限り、多くの問題が残ることは明らかである。

他方で、イギリスでも問題となっているように、被疑者が精神障がい者等であるかどうかの判断はやはり困難が伴う。イギリスの実務のように医師を関与させる手続は十分検討に値するであろうが、結局警察官の判断が介在する。やはり、警察官や弁護人等に対する研修が重要であろう。また、身体拘束場所に社会福祉士など専門家が常駐する制度も考えられてよいかもしれない。

なお、イギリスについては、Tom Ellis(トム・エリス)に関連文献の調査を依頼し、Elaine CrawleyやRichard Sparksらイギリスにおける高齢犯罪者処遇に関する複数の文献を入手した。また、2011年8月に神戸で行われた国際犯罪学会の世界大会において、Strathclyde大学のTata Cyrus教授にイギリスにおける判決前調査の効果についての報告を得た。

なお、韓国や台湾については、刑事司法において、高齢者や知的障がい者などに対する特別な措置はないことが判明したため、調査対象国から除外することとした。

詳細はⅢ研究協力者論文p217のとおり。

(研究協力者：斎藤司)

4 触法・被疑者となった高齢・障がい者に関する弁護士に対する実態把握調査

本調査では、刑事裁判において、障がいを有する被疑者・被告人や高齢被疑者・被告人の弁護の経験の有無や、これまで担当した被疑者・被告人の特徴を弁護士に対して質問紙調査することによって、高齢・障がい者など福祉の支援が必要な被疑者・被告人に対してどのような弁護活動が行われているのかを明らかにする。

質問紙調査は、荒弁護士グループと協力して行った。具体的には、単位弁護士会を通じて刑事弁護を担当している弁護士に対して、知的障がいや高齢によって自立が困難な被疑者・被告人の実態についてのアンケート調査を個別に実施することとし、調査票を荒弁護士グループの辻川弁護士らの協力を得て作成した。調査対象者は、各単位の「刑事弁護委員会」あるいは「高齢者・障がい者の権利委員会」に所属する弁護士4473名（重複者有）で、2011年2月4日に各単位の委員会に郵送し、各委員会に配布するように依頼した。2011年3月23日の時点で、366名からの返送があった（回収率8.2%）。回収数はそれなりに分析が可能なサンプル数となっているが、回収率が極端に低いため、この調査結果を全国の弁護士を代表するものと考えすることは困難である。回答者の傾向を分析すると、今回の調査では、触法高齢・障がい者の弁護に対して意識の高い弁護士が貴重な時間を割いて回答してくれた可能性が高い。低回収率によって、触法高齢・障がい者の弁護の実態や問題点を探る目的が損なわれるわけではないが、本調査における弁護士としての代表性については結果の解釈上注意が必要である。ある意味、単位弁護士会の中には調査への協力を拒否する会もあったなど回収率の低さが、触法高齢・障がい者に対する一般的弁護士の問題意識の乏しさを表しているともいえるのではないだろうか。

調査結果は、以下のようにまとめられる。

知的障がいを有する被疑者・被告人の刑事弁護において、まず指摘しておかなければならないのは、やはり知的障がいを有していることに気づかれずに、健常者として刑事裁判を受けている者が少なくないということである。本調査では、知的障がいを有する被疑者・被告人の刑事弁護の経験の有無を尋ねているが、経験があるとするのは弁護活動のなかで知的障がいを有していることを認

識しえた場合に限られる。認識できなかった場合、その被疑者・被告人は健常者となってしまっている。

本調査では、過去1年間に弁護した被疑者・被告人の特徴を尋ねているが、知的障がいを有する者の刑事弁護の経験がないと回答した者でも、知的障がいの兆候を示す被疑者・被告人には出会っていることが示された。また、刑務所内にIQが知的障がいの領域にある受刑者が25%程度いる統計的事実についても回答者はある程度知識を有していた。しかし、自らの前に実際に現れる被疑者・被告人たちの困難さと知的障がいとがなかなか結びつかないことが示唆される。多くの回答者は、障がいの有無を被疑者・被告人の言動から判断していると回答している。その経験に裏打ちされた気づきは非常に重要ではあるが、具体的にどの程度のどのような障がいがあるのかは、起訴や公判までの期間を考えると、なかなか明らかにできていないようである。多くの回答者は、障がいに気付いた場合には、福祉的な支援の必要性を重視した弁護活動をおこなっていると回答している。しかし、裁判の結果との関係で考えるとあまり実っていないようである。これまで指摘されているように、実刑が回避されている場合は、示談が成立していることが多く、成立しない場合は実刑を免れていないことが確認された。また、精神鑑定を求める、あるいは他の弁護士に相談するといった方針を取らざるを得ないような場合は実刑を回避しにくいようである。さらに、福祉的な支援を主張することは実刑であるかどうかについては、関連がないという結果になった。これは、示談のように、実刑を回避する事由として、福祉的な支援が法廷でまだ認められていないことを改めて浮き彫りにしたと言える。

このように福祉的な支援が裁判結果と関連性がないのは、高齢被疑者・被告人の場合も同じである。高齢被疑者・被告人が実刑を回避できるのは、引受人となる家族や親族がいて、帰る場所(住居)があり、示談が成立している場合である。つまり、高齢被疑者・被告人においては、家族や親族といった要素が最も重要であり、それがなければ福祉的支援を示すということになっている。

詳細は、Ⅲ研究協力者論文p222のとおり。

（研究分担者：浜井浩一、研究協力者：我藤論・岡田和也）

研究成果の学術的意義について

1 統計分析（保護統計年報等）

被疑者・被告人となった高齢・障がい者の動向については、高齢者が顕著に増加していることは明らかである一方で、知的障がい者に関する動向は、「不詳」等が多く正確には把握しきれない部分がある。ただし、人口比等を考慮すると、潜在的に知的障がい者が存在している可能性は高い。また、更生緊急保護では、年々そうした対象者は増加しているものの、更生保護施設から福祉施設等につないでいるケースが非常に少ない実態が明らかになった。

また、4号観察対象者についてみると、生計状態が貧困に該当するものが増加し、保護観察終了時にも定職につけていない者が増加している。更生保護施設を利用した者についても、円満退会は多いものの、退会時に無職者が多い実情があることを考えると、委託期間が経過した後に、帰住先の当てがないまま、説得に応じて更生保護施設を（円満）退会した者も少なくないことがうかがわれる。つまり、自立までの短期間の中間施設として更生保護施設が存在しているわけだが、更生保護施設収容期間中に自立に至らないまま施設を退会せざるを得ない状態であり、これが触法高齢・障がい者の受け入れの障がいとなっている可能性が高いことが浮き彫りとなった。このことは、下記、更生保護施設に対する調査結果とも一致している。

2 更生保護施設等に対する調査

更生保護施設に対する質問紙調査では、触法高齢・障がい者の受け入れが必要な状況となる中で、社会福祉との連携による解決・改善への評価は必ずしも高くないことがわかった。これは、更生保護事業における従来の取り組み方を補完することを期待している施設が多いことを示唆すると考えられる。他方、社会福祉との連携に対して積極的な意向のある施設もあり、更生保護の今後のあり方に対する考えが多極化しているといえる。

また、職員へのヒアリング調査を通して見出せ

るのは、必ずしも社会福祉による社会復帰支援ではなく更生保護の処遇の一部として社会福祉の職員が処遇に従事していることであった。

これは、更生保護が歴史的に培ってきた伝統や処遇の重要性を看過できないということであり、社会福祉がイニシアチブをとることによって一気に状況を改善するような取り組みが望まれている訳ではない事を示唆していると考えられる。

その他、質問紙調査では、更生保護施設が矯正施設と社会の間に位置する中間的な施設であり、次につなぐ場所がない場合には、自立が困難な高齢者や障がい者の受け入れに必ずしも積極的ではないことや、受け入れた場合にも生き甲斐を持たせることが難しいなど処遇上の困難を抱えていること、更には受け入れを依頼する矯正施設から正確な情報が伝えられていないことなどに対しては不信感があることなどが明らかとなった。つまり、更生保護施設に高齢・障がい者を受け入れてもらうためには、こうした問題点を克服し、更生保護施設退所後の具体的な見通しを立てた上で受け入れを依頼することが必要となると考えられる。

いずれにしても、刑事処分を受けた触法高齢・障がい者が今後一層増加していくことは更生保護関係者の一致する見通しであるが、更生保護の本質的な人格の陶冶や改善更生に対する指導が、社会福祉によるサービス提供によっては安易に解決しえないとの認識が根強いということがうかがわれた。

質問紙調査の中でも、更生保護の今後のあり方に対し、「更生保護・社会福祉の考え方の理解」を重視する意見があった。地域生活定着支援事業を契機とした大きな変革が更生保護施設に訪れているが、漸進的な取り組みを重ね、実績を通した両者の協力体制のあり方が今後築かれていくべきである。

3 諸外国における刑事司法と福祉の連携

ノルウェーには、刑事司法と福祉をつなぐような特別な仕組みは存在せず、刑務所内を含めて社会の隅々まで福祉が生き渡り、被疑者・被告人が

例外とはならないことが明らかとなった。そのため、ノルウェーには本研究で問題となっている被疑者・被告人となった高齢・障がい者そのものがほとんど存在していない。つまり、高齢化=高齢犯罪者の増加ではなく、福祉によるセイフティネットを整えることでこの研究の対象となっているような問題は発生しないということが明らかとなった。ノルウェー調査から言えることは、高齢者や障がい者に対する福祉政策が充実すれば、日本が抱えているような触法高齢・障がい者の問題のほとんどは解消するということである。

イタリアは、憲法（第27条）において、刑罰は更生を目指すものでなければならぬと明記されている。そのため、裁判で実刑が選択された場合には、判決後に、矯正処分監督裁判所（TDS）という裁判所が、実刑の執行形態を受刑者の更生という観点から検討する仕組みが存在する。高齢者や障がい者の場合、更生を考えると、刑務所に収容することは適当ではないと判断されることが多いため、代替刑として、保護観察や自宅又は公的福祉施設で刑を執行することが選択されやすい。また、このTDSと刑務所やソーシャルサービスをつなぐために司法省内にソーシャルワーカーで構成される社会内刑執行事務所（UEPE）が存在し、TDSに代替刑を検討するための基礎資料である社会調査報告書を提出するとともに、受刑者の環境調整や保護観察などの代替刑の執行を担当している。

一方、日本の憲法には、刑罰の目的としての更生に関する規程は存在しない。

UEPEのように刑事司法の中に福祉の視点を持つソーシャルワーカーも存在しない。日本の刑罰の目的は応報と一般予防が中心であり、そのため、裁判までの刑事司法には更生という視点が欠如しており、これが、本研究課題のような問題を引き起こしている。弁護士調査でも明らかになったように、裁判において、更生（再犯防止）のために福祉的な支援の必要性を主張することが実刑回避につながるものもここに理由がある。

日本で生じている累犯化した社会的弱者を大量に刑務所に拘禁するという問題を解決するためには、現在の「応報型刑事司法」を克服し「問題解決型刑事司法」に移行していくことが必要である。そのために必要なものをイタリアから学ぶとすれば、大まかに言うと以下のようなことであろう。

- ① 国民全体、少なくとも刑事司法の専門家が、更生を刑罰の目的の一つとして共有するこ

と（イタリア憲法第27条）

- ② 罪を犯した者が更生するために必要な措置・支援内容を特定するための（判決前・判決後）社会調査を行う制度を作ることとそれを考慮した量刑を行うこと（TDSとUEPEにおける社会調査）
- ③ 刑事司法内福祉・教育的視点を取り入れ、刑事処分後に福祉や就労など更生のために必要なサービスに彼らをつなぎ、更生計画を実施するための仕組みを作ること（UEPE）

刑罰の最終目的が犯罪者の更生、社会復帰にあるということ共有することができれば、判決前と判決後が完全に分断された現在の刑事司法の縦割りの弊害も自然と解消し、相互理解も深まるはずである。

また、ドイツやイギリス研究で明らかとなったことは以下のようなことである。

「社会的排除」を受けている者が、未決拘禁によってさらに「社会的排除」されるという現状に鑑みれば、「社会的排除」を生む未決拘禁を最小化するだけでなく、未決拘禁の原因となりうる「社会的排除」を最小化することが必要となる。未決拘禁（社会的排除）を最小化することを目的とした「社会的援助」（住居や職場の提供、一般社会の社会保障制度への仲介等）が提供されるべきである。より具体的には、被疑者・被告人に関する住居、家庭環境、就労状況、コミュニティ等に関する情報について調査（ニーズの把握）を行い、これに関するアセスメントを基にこれらの社会的援助が提供されるべきである。このような社会的援助は、無罪推定などを根拠に、身体拘束によってもたらされる弊害を最小化する国家の義務として、対象となる被疑者・被告人の同意を前提に提供されることになる。未決拘禁による弊害を最小化するという目的に鑑みるならば、この社会的援助は、非拘禁的措置や未決拘禁を行うか否かを判断する勾留質問の段階から提供されるべきである。さらに、非拘禁的措置や未決拘禁後の勾留理由開示（勾留審査）の段階においても、同様に社会的援助が提供されるべきである。このような裁判所での手続においては迅速性が要求されるため、例えば保護観察官などが簡易な調査やアセスメントに基づく迅速な社会的援助が提供されるべきことになる。

上記のようなことを実現し、被疑者・被告人となった高齢・障がい者の人権を保障するという観

点から見ると、特に障がい者についてであるが、ドイツやイギリスのように取調べの段階から、福祉的な素養を持つ専門職が被疑者に寄り添うこと、捜査官（留置管理官を含む）や検察官・裁判官に対して障がい者（障がい者の理解や福祉制度）に関する研修を充実させること。同様に、障がい者を理解した特別な弁護士の養成と採用、さらには、適切な刑事処分を行うための組織としての判決前調査の制度が必要となることは明らかである。

4 触法・被疑者となった高齢・障がい者に関する弁護士に対する実態把握調査

日弁連の協力を得て、各单位弁護士会の刑事弁護委員会や高齢・障がい委員会に所属する弁護士に対してアンケート調査を実施したが、委員会としてアンケートへの協力が消極的であったり、都道府県単位の刑事弁護委員会の中には、アンケートの趣旨、つまり弁護士が更生を意識すること自体を理解しようとせず拒否する反応があり、法曹が更生という視点を持つことが容易でないことが明らかとなった。まずは、この研究課題に関して法曹全体に対する啓もう活動等の必要性が浮き彫

りとなった。

調査結果からは、弁護士が障がい者に対する十分な知識を有していないため知的障がいを見逃している可能性や犯罪の背景にある福祉的な支援の必要性を主張することが実刑回避につながっていないこと、実刑を回避するためには引受人を特定し、示談をとることが最も有効であると弁護士が考えていることが明らかとなった。

また、知的障がい者の弁護に関しては、弁護士に対する障がい者弁護の特別研修、判決前調査や障がい者の国選弁護に対する特別加算の必要性を感じている者がほとんどであることがわかった。高齢者についても、知的障がい者ほどではないものの弁護士に対する特別研修、判決前調査や特別加算が必要だと考えるものが過半数を超えている。さらに興味深いことに、上記のような対策の必要性は、障がい者や高齢者の弁護を担当したことのある者ほど強く感じていること、同様に、各单位会の高齢・障がい委員会や刑事弁護委員会に所属している者ほど必要性を感じているものが多いこともわかった。まずは、多くの弁護士に、こうした問題に気づいてもらうことが必要である。

研究成果の行政的意義について（具体的提言については、「結論」を参照されたい）

上記のように、そもそも高齢者や障がい者という社会的弱者と言われる人々が軽微な犯罪で累犯化して実刑となる背景には、福祉そのものの不十分さ、刑事司法や法曹と福祉との連携の不足（刑事司法における福祉の不在）、刑罰目的としての更生の不在、刑事司法を運営する法曹の更生に対する意識の不足などがあることが明らかとなった。具体的には、刑事司法機関に働く警察官・検察官・裁判官の間で、被疑者・被告人の更生を考えようとする意識の乏しさや障がい者に対する理解の乏しさが顕著であること、また、それは弁護士においても見られること、刑事司法と福祉をつなぐという観点からは、刑事司法の中に触法高齢・障がい者の抱える問題に気づく福祉的な視点を持った専門職が存在しないこと、触法高齢・障がい者の国選弁護に対する特別な配慮が存在しな

いこと、判決前調査が存在しないこと、更生保護施設から福祉へとつなぐ制度が存在しないことなどの問題点があることが明らかとなった。

本研究の行政的意義としては、上記のような問題点を解決・克服するために、知的障がい者や高齢者に対する福祉そのものの充実、法曹養成を含めて刑事司法全体における意識改革、つまり犯罪者を単に罰するのではなく更生させることも刑事司法の目的（役割）であり、そのためには各刑事司法機関の連携や刑事司法機関と福祉との連携といった縦と横の連携を制度として強化していくことが必要となるといったことが明らかとなったことを挙げるができる。以下、「結論」において本研究から得られた知見に基づいた具体的な提言を述べる。

V | 結 論

上記のように、本研究課題である被疑者・被告人となった高齢障がい者の拘禁を回避するためには、知的障がい者や高齢者に対する福祉そのものの充実、法曹養成を含めた刑事司法全体における意識改革、つまり犯罪者を単に罰するのではなく更生させることも刑事司法の目的（役割）であることを共通認識とすること、そのためには各刑事司法機関の連携や刑事司法機関と福祉との連携といった縦と横の連携を制度として強化していくことが必要となる。

具体的には、福祉的な支援が必要な高齢者や障

がい者を刑事司法のできるだけ早い段階で把握することが必要である。つまり、警察に逮捕された段階、検察に送致され勾留されている段階、そして、起訴（公判請求）されて判決を待つ段階において、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の存在を把握し、必要な支援の内容や実行可能な支援策について検察官・裁判官に伝え、起訴猶予や執行猶予を促していく必要がある。

高齢者や知的障がい者に必要な福祉ニーズの把握と具体的支援のあり方としては、以下のような施策が考えられる。

1. 当番弁護士制度の活用

刑事司法の最も早い段階で被疑者の側に立って活動する機会を持つのは当番弁護士である。当番弁護士が、軽度の知的障がいの可能性など触法高齢・障がい者のもつ問題点に気づけば、警察段階の刑事手続のかなり早期の段階での手当てが可能となる。その前提として、当番弁護士や被疑者・被告人段階で関わる国選弁護人に対して、高齢者や障がい者など福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の存在とその特徴、支援の在り方に対する問題意識を持たせることから始める必要がある。そのためには、弁護士を含めた法曹の意識改革が必要であり、下記に示すような高齢・障がいを持つ被疑者・被告人の問題や彼らの更生に関する研修会を活発に行い、弁護士一人ひとりの自覚を促すことで、支援の可能性を高めることが必要である。

2. 障がい者の理解や更生等に関する弁護士・検察官・裁判官に対する研修（微罪処分・起訴猶予・執行猶予の活用）

現状では、日本における刑罰目的の中心は応報にあり、行為責任主義の下、謝罪や示談等の情状に対しての温情的観点から一定の配慮を行うものの、犯した罪に対する責任をとらせることが裁判の目的となっている。この点に対して、まず、刑事処分の大きな目的が更生であり、再犯防止を含めて、刑事司法がより良い社会に貢献するためには、応報ではなく更生という視点への転換が必要であることを刑事司法に関わる者が共通の認識として持つ必要がある。

ただ、そのためには刑事司法全体の大きな意識改革と法改正が必要であり、一朝一夕に達成できることではない。

当面は、高齢者や障がい者が軽微な犯罪の累犯化によって機械的に累犯加重を適用されて実刑になっている実情やその問題点について、検察官や裁判官といった法曹の理解を深めることで、触法高齢・障がい者の拘禁を回避する選択を促していくことが重要である。その一歩として、法曹が軽度の知的障がいを認識できるようにすることが必要である。

法曹や警察官の中で障がいの理解が深まることによって、現行制度の中でも、障がいに対する配慮を理由とし、より積極的に微罪処分、起訴猶予、執行猶予を適用することで拘束を回避することが可能となる。ただし、触法高齢・障がい者を単に釈放しただけでは、再犯を防止することはできない。犯罪の背景にある貧困や孤立といった問題を解消し、更生を促していくためにも福祉への橋渡しを行うことが必要であり、刑事司法内部への以下のようなソーシャルワーカーの配置が望まれる。

3. 警察、検察庁や裁判所への社会福祉士等の専門職の配置

これは、検察庁や裁判所に触法高齢者や障がい者の支援に精通した社会福祉士を配置し、検察官や裁判官の処遇決定を支援するものである。具体的には、起訴前の取調べや公判に当たって、高齢者や障がい者が疑われる者がいた場合には、検察庁や裁判所に配置された社会福祉士を同席させるなどして、その意見を求めることが考えられる。これによって、事案は軽微であるものの、反省の程度や社会的な受け皿が不足していると判断され、起訴猶予や執行猶予の選択が躊躇されているようなケースについては、この社会福祉士が、その専門的知識を活用して微罪処分、起訴猶予や執行猶予など拘禁を回避するための条件を整えることができる。

この点に関しては、イタリア司法省に所属し、刑事司法、特に刑罰の執行段階で重要な役割を果たしているソーシャルサービスの UEPE が一つのモデルとなる。UEPE は、ソーシャルワーカーや臨床心理士から構成され、イタリア憲法に示された「刑罰は人道的で、かつ更生に資するものでなくてはならない」という理念に基づいて作られた組織であり、障がい者や高齢者の刑罰の執行（代替刑の選択）に当たって刑事司法の様々な段階で、社会福祉や更生の立場から積極的な役割（助言・勧告）を行っている。日本では、家庭裁判所調査官がこの UEPE の役割に最も近い。また、イタリアでは警察組織内にも刑事手続から外れたものの行政処分の対象となり、かつ福祉的支援が更生に必要なケースに対応するためソーシャルワーカーが常勤しており、この制度も参考になる。

4. 判決前調査の導入

これは、少年審判において家庭裁判所の調査官が行っている社会調査に近いものである。家庭裁判所の行う社会調査は、心理学、社会学等の専門的知識を活用しながら、審判対象となっている少年の非行原因や社会的背景、更生可能性、そのために必要な処遇を分析し、報告書にまとめて裁判官に提出するが、触法高齢・障がい者の支援にこの判決前調査を応用し、心理学や社会学よりも社会福祉的な視点から、犯罪の背景要因や更生可能性、そして更生のために必要な支援策（支援計画）をまとめて裁判官に提出することで執行猶予を活用することが可能となると思われる。そのためには、この判決前調査の更生プランができるだけ具体的で実行可能なものであることが必要である。現在、受刑者に対しては保護観察所において環境調整が行われているが、ここでいう判決前調査は、環境調整を含むものである。つまりこの判決前調査には、帰住予定地・引受人を確定することが含まれることが望ましい。正式に刑事処分を回避し、なおかつ再犯を防止する体制を整えるためには、釈放後の受け入れ体制などの環境調整を含めて公的な根拠（情状証拠）が必要であり、更生を視野に入れた刑事処分を考える上では判決・量刑前の社会調査は不可欠である。

上記イタリアの UEPE も、判決前調査に近い役割を果たしているが、イタリアでは、刑の執行段階で拘禁代替刑が検討されるため、判決後にこの社会調査が行われる。

5. 民間団体による組織的支援

これは、イギリスなどで「適切な大人」制度や民間の犯罪被害者支援組織が、犯罪が発生した時点から警察、検察、裁判所と協力して社会的弱者や犯罪被害者の支援（相談、情報提供、公判への付き添いなど）を行っている活動を、犯罪者として検挙された高齢・障がい者などに応用するものである。海外でも、台湾など知的障がい者の親の会などが、刑事司法機関に関わるようになった触法知的障がい者に対する組織的な支援を行っている例がある。これを実施するためには、警察などの刑事司法機関と民間組織とのシステム化された連携が不可欠である。

また、イタリアでは受刑者を含む社会的弱者を救済し、必要な支援や雇用を提供するために設けられた社会協同組合など様々な民間団体の協力を得ながら障がい者や依存症などハンディキャップを持った受刑者の支援、特に居場所の提供に当たっている。

6. 中間施設としての更生保護施設活用の積極化

被疑者・被告人となった高齢・障がい者の拘禁を回避するためには、一時的なものであっても

起訴猶予、執行猶予を得るための受け皿を確保することが必要となる。そのためには、更生保護施設の活用が不可欠であるが、更生保護施設では、高齢・障がい者の処遇や退所後の生活に対する見通しがもてないため受け入れに消極的である。

そこで、更生保護施設における高齢・障がい者の一時的な受け入れを積極化するためには、更生保護施設後の生活設計を具体化することが必要となる。そのためには、刑事施設や弁護士と地域生活定着支援センター・福祉との連携が不可欠である。

また、更生保護施設が、触法高齢・障がい者を受け入れた場合にも生き甲斐を持たせることが難しいなど処遇上の困難を抱えていることや、更には受け入れを依頼する矯正施設から正確な情報が伝えられていないことなどに対して不信感があることなどを考えると、福祉とだけでなく矯正施設との連携、特に受刑者の情報交換を積極的に行い、受け入れる前の段階から対象者の特徴や性格等を十分に理解できるような体制づくり（個人情報を共有するための組織全体での合意の構築）が必要である。

7. 高齢や障がいを持つ被疑者・被告人の国選弁護への弁護報酬に対する特別加算

現行制度下で、国選刑事事件を受任した場合、拘置所等への数回の面接と公判への出席以上の弁護活動をする国から支払われる費用では賄えないケースが多い。特に、障がいを持っていたり、高齢で孤立化していたりする被疑者・被告人の国選弁護を受任し、更生に資する問題解決型弁護を展開しようとした場合には、彼らを十分に理解するために面会そのものの回数が増加するだけでなく、釈放後の支援体制を整えるための福祉機関との調整をしたり、更生支援計画書を作成して裁判所に提出するなどかなりの時間的・経済的負担が発生する。それが、触法高齢・障がい者の刑事弁護活動において、特別な弁護活動をすることの足かせともなっている。

この負担を軽減し、適切な弁護活動に見合った報酬を確保するためにも、触法高齢・障がい者の国選弁護を担当したのに対しては、その活動内容に応じた特別な報酬加算制度が必要である。また、加算制度を設けることで、触法高齢・障がい者の実情を理解した弁護活動が活発となり、検察官や裁判官に対して、触法高齢・障がい者の問題に対する理解を促すことにもつながることが期待される。